主 文 原判決を破棄する。 被告人両名は無罪。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人A、同B並びに被告人両名の弁護人斉藤展夫、同鈴木 亜英及び同山口達視(共同)作成の各控訴趣意書記載のとおりであり、これらに対 する答弁は、東京高等検察庁検察官検事塚本明光作成の答弁書記載のとおりである から、これらを引用する。

そこで、記録及び原審において取り調べた証拠を精査し、当審における事実取調 の結果をも併せて検討する。

まず、原審及び当審における証拠によると、被告人両名が前記自治会の常任委員会の会場から右口を退場させるために、原判示のように同人の腕をもつて立ち上らせて後ろ向きのまま後退させたのち、その腕から手をはなし、ついで同人が原判示のように玄関コンクリート土間に転落した事実が認められる。

さらに、被告人両名が、原判示のように右Dを下駄箱あるいは前記Eに突き当て、その勢いで右Dを転落させたものであるかどうかの点について考察するのであるかどうかの点について考えるのといて有関では、にて右判示には、にて右判示には、右Dの供述は、一方では右事実を全然記憶しのいような供述をするなどその供述内容に自己矛盾の点が多の判断に反するには、「当裁判所の認定の経過」の項(以下の判断に反するには、により、において判示しているように、明らかに有別をであるには、ないでの具体的供述が欠けており、いたかについて疑問がある。なら、また、右Gの供述には、右同様に関判決が判示するとおり、ないにの当時の行動を十分観察していたかについて疑問がある。るようには、右同様、原判決が原判決の判断二の(2)で判示しているとおりま際に行なわれたとはの者は、原判決が原判決の判断三で判示しているとおり実際に行なわれたとは

到底認められないところの、被告人Aが右Dを表道路上に放り出したという事実までも肯定するような供述をしているのであり、また、右三名は、前記C自治会の京都H協議会への加盟継続の問題について反対の意見をもつていた点で右Dに石口にある立場にあつたものである。以上の諸点を総合すると、右三名は想像にもとないるであるに不利益な供述をしたと考えられるふしがないではいるであるに不利益な供述をしたと考えられるようにではいるとはない。そして、原判決の判断二の(1)において、右Dの転落のるをえない。そして、原判決の判断二の(1)において、右Dの転落のの態様が自分で転んだものとしては不自然であるとし、また、同人の転落したのの態様が自分で転んだものとしては不自然であるとし、また、原判決の右のの前にあったために発せられたものであるとして、これらを原判決の右的行為がその前にあったために発せられたものであると、原判決の右の的行為がその前にあったために発せられたものであるとして、これらを原判決の右には、所論も非難するように不合理な点があって、これに同調するわけにはいかない。

その反面、証人I、同J、同K、同L(以上原審)と同M(原審及び当審)は、 右Dが被告人両名の行為によつてではなく、自分自身の行為によつて転落したもの であると明らかに供述している。そして、当時右Dが相当酒に酔つていたことが証 人が転落前に自分の身体を大きく動かして被告人両名の手を振り払つたことが証拠 上認められ、また、原判決が原判決の判断二において前記の録音テープの音声から 右Dの転落の態様を推察しているところもおおむね正当と認められる。また、前記 録音テープ等によつて、本件当時前記委員会に出席していた者のうち右Dと口論 たNを除くその余の者は、右Dに対して比較的冷静な態度をとつていたことが認め られ、被告人両名が右Dを退場させる目的以上の暴力を用いたことが推認され うな状況ではなかつたことが窺われる。これらの事情を総合すると、前記のIら五 名の証人の各供述には相当高い信用性があることが認められる。

右の考察を総合すると、被告人両名が原判示のように右Dを立たせて後退させたことは認められるけれども、被告人両名において、右Dが前記の下駄箱あるいは前記に突きあたることを認識し、かつ認容しながら右Dを突いたり押しない。かつに同人が右下駄箱などに突きあたつて転落したとは認めることができない。かつて、前判示のように被告人両名が右Dを後退させたのちは、右Dにおいて被告人両名の手を振り払うなどしたため自らの行為によつて転落するに至つたものといわるるをえない。それで、被告人両名の前記行為と右Dの転落との間に因果関係は認められないのである。従つて、原判決は、被告人両名が右Dを下駄箱あるいは石とき当てさせ、その勢いで土間に転落するに至らせ、その結果同人に原判示の傷害を負わせた事実を認定している点で、事実を誤認したものといわねばならない。

そこで、右Dの傷害の有無の点について判断する必要がないから、これを省略し、被告人両名の右の行為が犯罪を構成するかどうかについて検討する。

ところで、前記の自治会は、東京都下清瀬市所在の〇団地居住者(約四五〇世帯)によつて構成されており、会員相互の親睦を図り、居住権の完全擁護と民主的権利を守り、福祉の増進と文化的生活の向上を推進することを目的として設立されたいわば公共的な団体であるから、その常任委員会の平穏で円滑な運営は、集会の自由等の観点からみて法的保護に値する利益であることはいうまでもない。ところが、本件当日正規に開催され、正常に運営されていた右委員会が前記のとおり右Dの行為によつて妨害され、議事の進行が困難な状態に陥つたことが証拠上認められ

るから、右Dの行為は、右の法益に対する急迫不正の侵害であつたことが明らかである。もちろん、前記団地居住者で自治会の会員である右Dが右委員会に出席して質問等の発言をすることは許されていたのであるけれども、そのために右Dの前記の行為が正当化されるものでないことはいうまでもない。

そして、当日の委員会においては、右Dが質問をした時点においてはなお予定された議事が残つていたために途中で中止するわけにはいかなかつたのであり、また、右Dを説得して退場させることは殆んど不可能な状態であつたことが認められる。また、当時の状況から右Dを退場させるために警察官の出動を求めるほどまれな事件とは考えられなかつたばかりでなく、また時間的にその余裕もなかつたことが認められる。右の事情から、被告人両名が会員一同に代つて右Dを退場さことが必要であり、そのためには実力を行使することもやむをえなかつたものとが必要であり、そのためには実力を行使することもやむをえなかつたものといればならない。また、被告人両名は、前記の法益を防衛する意思で右の行為によって右Dに加えた害の程度は、被告人両名が防衛しようとした前記の法益に比較して軽微であり、実力行使の態様も穏当なものであったことが認められる。

以上の認定を総合すると、被告人両名の前記の行為は、刑法第三六条第一項の正当防衛にあたるものと認められるから、暴行罪の違法性を阻却するものである。それで、右の点を認めなかつた原判決は、事実を誤認したものである。そして、前記の被告人両名の暴行の態様及びこれを原判示の傷害との間の因果関係の点に関する事実誤認と右正当防衛の点に関する事実誤認とは、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかである。それで、論旨は、理由がある。

とが明らかである。それで、論旨は、理由がある。 右のとおりで、本件各控訴は理由があるから、刑事訴訟法第三九七条、第三八二 条により原判決を破棄したうえ、同法第四〇〇条但書の規定に従つて、さらに判決 することとする。

本件公訴事実中、被告人両名が前記Dを玄関コンクリート土間に放り出した事実及び被告人Aが右Dの襟首付近をつかんで表道路上に放り出した事実が証拠上認められないことは、原判示のとおりであり、また、被告人両名が右Dを下駄箱などに突き当てさせて転落させたこと及び被告人両名の行為と右Dの傷害との間に因果関係があることは、前判示のとおりいずれも証拠上認めることができず、さらに、被告人両名の行為と認めうる前判示の暴行も前判示のとおり正当防衛と認められるから、結局罪とならないものである。それで、刑事訴訟法第四〇四条、第三三六条により被告人両名に対して無罪の言渡をする。

そこで、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 浦辺衛 裁判官 環直彌 裁判官 内匠和彦)